

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

組合員氏名		(フリガナ) キョウサイ ハナコ 共済 花子	組合員証 記号番号	〇〇〇-〇〇〇
生年月日		〇年〇月〇日		
所属機関	名称	〇〇〇市		
	所在地	愛媛県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇		
産前産後休業承認期間		休業開始日 〇年〇月〇日	休業終了日(復職日の前日) 〇年〇月〇日	
(延長等があった場合)		年 月 日	年 月 日	
産前産後休業対象児	氏名	(フリガナ) キョウサイ コタロウ 共済 小太郎	性別	男
	生年月日	〇年〇月〇日		女
産前産後休業終了前の標準報酬		15 等級	240,000 円	
<p>地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申出ます。</p> <p>愛媛県市町村職員共済組合理事長 様</p> <p>令和 〇年 〇月 〇日</p> <p style="text-align: right;">住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇</p> <p style="text-align: right;">申出者 氏名 共済 花子 印</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇年 〇月 〇日</p> <p style="text-align: right;">職名 〇〇市長</p> <p style="text-align: right;">所属所長 氏名 〇〇 〇〇 印</p>				
課長	係長	主査	係	係
<p>(注) 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3か月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満ある月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。</p>				
共済組合 記入欄	標準報酬改定月	年	月	
	改定後標準報酬	級	円	